

## 甲賀市立みなくち診療所指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する公の施設に係る指定管理者を次のとおり募集します。

### 1. 募集の目的

甲賀市立みなくち診療所の運営管理に関して、民間事業者の能力を活用し、効率的な運営をするとともに、利用者に対するサービスを向上させ、地域医療に貢献することを目的に指定管理者を募集します。

### 2. 対象となる施設の概要

- (1) 施設の名称 甲賀市立みなくち診療所
- (2) 所在地 《施設》 甲賀市水口町貴生川293番地1  
《駐車場》 甲賀市水口町貴生川309番地 他
- (3) 建物の構造 鉄骨造平屋建  
《診療所》 650.45㎡  
《旧介護老人保健施設（閉所済）》 1,231.08㎡
- (4) 施設の内容 診療所部分（診察室5室、事務室、撮影室、検査室、リハビリ室等）  
旧介護老人保健施設部分（令和6年3月末閉所済）  
駐車場（3か所）

### 3. 施設の管理運営方針

#### (1) 基本方針

休日等における一次医療を提供するとともに、在宅医療・介護連携、疾病予防、健康・保健事業などにおいて地域で不足するサービスの確保に努めること。

#### (2) 維持管理・運営方針

- ① 施設や設備については、利用者が安全に利用できることを第一とし、すべての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、基準書等に基づき適正な管理と保守を行うこと。
- ② 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行うこと。
- ③ 事業計画等に基づき、施設の効用を最大限に発揮させるよう創意工夫を行い、管理経費の縮減に努めること。
- ④ 利用者に対して、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行うこと。
- ⑤ 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めること。
- ⑥ 市と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。
- ⑦ 甲賀市環境方針に基づく環境に対する取り組みにも努めること。

#### 4. 管理の基準

指定管理者が管理を行う基準についての詳細は「管理運営基準書（業務仕様書）」を参照してください。

#### 5. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲については以下のとおりとし、詳細は「管理運営基準書（業務仕様書）」を参照してください。

- (1) 甲賀市立みなくち診療所の運営に関する業務
- (2) 甲賀市立みなくち診療所の維持管理に関する業務
- (3) 自主事業の実施について

施設の効用を高めるため、指定管理者は、指定管理者ではない一利用者として、上記に掲げた業務以外の事業を、自主事業として実施することができます。事業実施に伴う経費は、自ら負担していただきますが、事業収入は指定管理者に帰属します。

なお、自主事業を実施する場合には、あらかじめ市と協議し、原則、施設の使用許可（設置目的内）あるいは目的外使用許可（設置目的外）を受け、利用料若しくは使用料を支払わなければなりません。事業計画書に記載された自主事業が認められない時に申請自体を辞退する可能性がある場合は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

※自主事業については、主に令和6年3月末閉所済の旧介護老人保健施設を有効活用することとします。

※施設の有効活用には、関連する法令への適合や各種届出等が必要となる場合があることに留意し、事前に市や関係機関等と十分な協議を行うようにしてください。

#### 6. 指定期間

令和9年4月1日から令和16年3月31日まで（7年間）とします。指定期間は甲賀市議会の議決を経て正式決定となります。

#### 7. 応募の資格等

応募の資格は、甲賀市内で主たる病院又は診療所を運営する法人又はその他の団体とし、個人での申請はできません。また、法人その他の団体は次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、一般競争入札の参加資格がないと認められる者でないこと。
- ② 市が行う指名競争入札において指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続きの申立てが行われていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる団体、並びにそれらの団体等の利益になる活動を行っていると思われる法人等でないこと。

- ⑤ 暴力団及びその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。
- ⑥ 暴力団員等の親族又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等である法人等でないことのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人等でないこと。
- ⑦ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額金品その他財産上の利益供与を受けている法人等でないこと。
- ⑧ 甲賀市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑨ 当該施設の管理に必要な資格がある場合は、その資格又は資格者を有すること。

## 8. 指定管理者の募集及び選定スケジュール

時 期	内 容
令和8年 4月22日(水)	募集要項配布開始
令和8年 4月22日(水)	質問受付開始
令和8年 5月 8日(金)	現地説明会申込締切
令和8年 5月13日(水)	現地説明会
令和8年 5月18日(月)	質問事項受付締切
令和8年 5月20日(水)	質問に対する回答公表
令和8年 5月25日(月)	申請の受付開始
令和8年 6月26日(金)	申請の受付締切
令和8年 7～8月(予定)	指定管理者選定委員会(申請者プレゼンテーション)
令和8年 8月	審査結果の通知
令和8年12月	市議会12月定例会(指定議決)
令和9年 1月～2月上旬	協定内容の協議
令和9年 3月上旬	基本協定の締結
令和9年 4月 1日(木)	指定管理業務の開始

## 9. 募集要項の配布、応募説明会等

### 1) 募集要項等の配布

#### (1) 配布場所(担当課)

甲賀市健康福祉部健康医療政策課 医療政策係(甲賀市役所本庁1階)

電話 0748-69-2171

FAX 0748-63-4085

メールアドレス koka10256500@city.koka.lg.jp

※様式等のデータは市ホームページからダウンロード可能ですが、必ず担当課へお越しく下さい。

#### (2) 配布期間

令和8年4月22日(水)から令和8年5月22日(金)まで。

ただし、市役所窓口における配布については、

5月14日（木）以前：土、日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

5月15日（金）以降：土、日及び祝日を除く、午前9時00分から午後4時45分までとします。

## 2) 募集要項等に関する質疑及び回答

### (1) 受付期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月18日（月）まで。

ただし、土、日及び祝日を除きます。

### (2) 質問方法

質問書（様式第1号）を担当課に提出してください。（期日必着、メール、FAX、郵送可）

### (3) 回答（期限）予定日

令和8年5月20日（水）に、甲賀市ホームページにて公表します。なお、質問者は公表しません。

## 3) 現地説明会

### (1) 開催日時

令和8年5月13日（水）午後2時00分から

### (2) 開催場所

甲賀市立みなくち診療所及び旧介護老人保健施設

※施設内見学を予定していますが、施設の都合により変更、中止する可能性があります。

### (3) 参加方法

令和8年5月8日（金）午後5時までに現地説明会参加申込書（様式第2号）に必要事項を記入の上、担当課に提出してください。（期日必着、メール、FAX、郵送可）

## 10. 応募の手続

指定管理者としての申請を希望する者（以下「応募者」という。）は以下の規定に従い、必要な書類を正本1部、副本1部提出してください。

### (1) 提出期間及び提出先

令和8年5月25日（月）から令和8年6月26日（金）午後4時までに担当課へ提出してください。

（期日必着、郵送等不可）

### (2) 提出書類

①指定申請書（様式第3号）

②事業計画書（様式第4号）

③収支予算書（様式第5号）

④その他の書類

ア. 法人の場合

法人の履歴事項全部証明書の写し（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）
納税証明書（未納税額のない証明）の写し【国、都道府県、市町村税（同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有るものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県、市町村税）】（募集要項の配布開始日以降に交付されたもので、直近1年（年度）分）
施設を管理するに当たって、必要な資格及び免許の写し（必要な場合）
法人の前年度の決算諸表（損益）計算書、収支予算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、監査報告書等 又はこれらに相当する書類
法人の定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類の写し
法人の前事業年度の事業報告書又はこれらに相当する書類
法人の役員名簿及び組織図又はこれらに相当する書類

#### イ 団体の場合

申込資格を有していることを証明する書類（資格証の写し）、又は資格証が存在しない場合は資格を満たしている旨の申立書（様式第6号）
代表者の甲賀市税（同市税が課されていない者で市外に住所を有るものにあつては、その住所の市町村税）の完納証明書、申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し （募集要項の配布開始日以降に交付されたもので、直近1年（年度）分） 存在しない場合は資格を満たしている旨の申立書（様式第6号）
施設を管理するに当たって、必要な資格及び免許の写し（必要な場合）
団体の前年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
団体の規約又は会則の写し
団体の前事業年度の事業報告書又はこれらに相当する書類
団体の役員名簿

(3) 費用負担 応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

#### (4) 留意事項

##### ①第三者への一括委任の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

##### ②個人情報の保護に関する事項

指定管理者は、管理運営上知り得た個人情報を適切に保護しなければなりません。

##### ③守秘義務の遵守

指定管理者は、業務上知り得た管理運営上の秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に利用できません。

##### ④情報公開

文書の開示等情報公開については、甲賀市情報公開条例の規定に準じて取り扱うこととします。

#### (5) 申請書類等の取扱い

##### ①著作権

応募者から提出された申請書類の著作権は、応募者に帰属します。但し、市は、選定結果の公表その他市が必要と認める場合、候補者として選定された応募者若しくは落選とされた応募者の申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。

##### ②特許権等

応募内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

##### ③申請書類の返却

提出された申請書類の返却は行いません。

### 1.1. 経費に関する事項

#### (1) 指定管理料について

施設の管理運営経費から利用料金収入見込額を差引いた金額について、市の負担とします。

なお、下記に示す指定管理料総額の上限及び年度基準額は、日曜日の外来診療、祝日・時間外の外来診療、在宅医療・介護連携及び24時間相談体制確保、その他診療、疾病予防、健康・保健事業をすべて実施する場合を想定しており、実際の指定管理料は、応募者から提出された事業計画書（様式第4号）及び収支予算書（様式第5号）を基に年度協定において定めます。

(千円) ※消費税を含む

指定期間	指定管理料総額の上限
令和9年4月1日～令和16年3月31日（7年間）	420,000千円

(千円) ※消費税を含む

年度基準額	
	60,000千円

#### (2) 指定管理料の精算対象項目

- ① 施設及び物品の修繕に係る経費（修繕費等の余剰金の発生は、指定管理者の経営努力によるものではないため。ただし、修繕費等の余剰金を除くと収支が赤字となる場合、赤字補てん部分については、市への返還は行わない。指定管理者の事業計画を踏まえ協議により決定する。）
- ② その他、市の要請に基づき実施する管理運営基準書に記載のない業務に係わる経費

#### (3) 経理

指定管理者は、本施設運営に係る固有の会計を設置するとともに当該経理に、会計帳簿類及び経理に係る規程を整備し、指定管理業務、提案事業、自主事業、その他の団体独自事業等それぞれの経理区分が明確になるように、予算執行及び資金管理についてその執行状況等を記録する等

適正な経理を行ってください。

## 1 2. 選定の方法及び基準

### (1) 選定方法

指定管理者の選定については、甲賀市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行います。提出された指定申請書等により申請資格要件に関する資格審査、及び事業計画等の内容審査を行います。

選定委員会の審査において、応募者によるプレゼンテーションを実施するため、応募者は出席してください。選定委員会は7～8月を予定しており、日時については後日応募者に連絡します。

事業計画書（様式第4号）に基づきプレゼンテーションを実施するので、必要であれば応募書類の写しを用意してください。ただし、選定委員用の写しについては、市が用意します。

提出書類及びプレゼンテーション内容を選定基準に基づいて選定委員会で審査し、指定管理者の候補者を選定するものとします。

### (2) 選定基準

指定管理者の選定は、次に掲げる選定基準に照らし、総合的に判断して行います。

- ① 指定施設の利用者の公平な利用を確保することができるものであること。
- ② 指定施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③ 指定施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減がはかられるものであること。
- ④ 指定施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有すること。
- ⑤ その他市長等が施設の設置目的に応じて別に定める事項。

### (3) 選定結果の通知

選定委員会の審査結果の報告を受け、指定管理者の候補者を内定して、結果を通知します。

### (4) 決定（指定の通知）

指定管理者の決定は、甲賀市議会での議決が必要です。議決された場合、指定通知を行います。

### (5) 応募団体が1団体しかなかった場合でも、審査の結果が最低基準に満たない場合は選定しません。

## 1 3. 指定管理者の指定及び協定に関する事項

管理業務に関する細目事項については、市と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について別に定める単年度協定書を締結します。

市と指定管理者は、協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置については、誠意をもって協議するものとします。

## 1 4. 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

### (1) 法令等の遵守

別紙「管理運営基準書」に掲げる法令等を遵守し、適正な管理に努めてください。

### (2) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度の終了60日以内に、事業報告書（第三者に委託した業務報告書を含む。）

を作成し、担当課に提出するものとします。

(3) 指定管理業務に係る予算と実績の比較検証について

指定管理料の水準等を把握するため、応募時及び年度計画書において提出した収支予算書を基に、毎年度終了後、指定管理業務に係る予算と実績を比較検証し、その増減理由については、事業報告書の収支状況（収支決算書）等に明記してください。

(4) 業務報告の聴取等

市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関して定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

(5) 責任分担

市が想定するリスク分担の基本的な考え方は次のとおりとします。詳細は、協定書において定めることとします。

項目	リスク分担の内容	負担者	
		甲賀市	指定管理者
物価変動	人件費変動に伴う経費の増	協議事項	
	物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
税制変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、法人住民税等）		○
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
	施設、機器等の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
運営費の膨張	市の事業内容の変更に起因する運営費の増大	○	
	上記以外の場合		○
計画変更	市の事業内容の変更に起因する計画変更	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
	経年劣化によるもの（累計20万円未満）		○
	経年劣化によるもの（累計20万円以上）	協議事項	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	協議事項	
申請コスト等	申請及びこれに付随する行為に要する費用の負担		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、戦争、騒乱及び暴動その他の甲賀市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）により発生する施	○	

	設、設備の修復による増加費用		
	不可抗力により発生した指定管理者の損害、損失及び増加費用		○
	指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合	○	
事故対応	施設及び管理地内における事故への対応		○
損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者等への損害		○
	施設、機器等の整備不良等による事故及びこれに伴う利用者等への損害	協議事項	
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合	○	
損害賠償 (医療事故)	指定管理者の故意又は過失により損害が生じた場合		○
	上記以外	協議事項	
事業終了時の 原状回復	指定期間の終了、指定の取消し等により指定期間中に指定管理者の業務を行わなくなった場合の原状回復及び撤去費用	協議事項	

#### (6) 医療事故への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は患者等の救済を第一に行うとともに、ただちに市に連絡を行うものとします。なお、事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うものとします。また、指定管理者は医療事故の公表について市の指示により行うものとします。

#### (7) 保険の付保

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、上記(5)責任分担のうち、管理上の瑕疵による施設・設備の損傷及び利用者への損害への賠償責任を果たすため、適切な範囲で保険等に加入するものとします。

#### (8) 災害時の対応

指定管理者は、災害等が発生した場合には、利用者等の避難誘導等の安全確保を最優先し、被害を最小限に止めることができるよう、施設の性質に応じた危機管理に関するマニュアルを作成することとします。

### 15. 業務の継続が困難になった場合における措置

#### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者が本施設の管理運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができます。この場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

#### (2) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等による場合は、事業の継続について市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができます。

#### (3) 業務の引継ぎ

指定期間内の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円

滑かつ確実な引継ぎを行うものとします。

## 16. その他

### (1) 甲賀市実施事業に伴う変更等

「甲賀市公共施設等総合管理計画」、「貴生川駅周辺整備事業」等の実施に伴い、将来的に施設の用途変更や統廃合（以下「変更等」という。）が必要となる可能性があります。指定期間内にこれらの変更等が生じる場合には、市と指定管理者の間で協議を行うものとします。

### (2) 管理物品Ⅰ種について

市が指定管理者に貸与する物品（管理物品Ⅰ種）は、別紙備品台帳のとおりとします。管理物品Ⅰ種の使用については、指定管理者の決定後に、市と協議を行うこととします。

### (3) 行政財産の目的外使用許可について

市は次のとおり民間事業所等に電柱の使用の許可（行政財産の目的外使用許可）をしています。

電柱種類	数量	場所	相手方
追支線	1条	柿田川沿い	関西電力（株）
支線柱	1本	柿田川沿い	関西電力（株）
本柱	1本	診療所北側	関西電力（株）
支線	1条	診療所北側	関西電力（株）
支柱	1本	診療所北側	関西電力（株）

### (4) 自動販売機等の取扱いについて

指定管理者は自動販売機等を設置する場合は、あらかじめ市と協議の上、行政財産の目的外使用許可を受ける必要があります。なお、光熱水費に関しては指定管理者の負担とします。

## 17. 問合せ先

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市健康福祉部健康医療政策課 医療政策係（甲賀市役所本庁1階）

電話 0748-69-2171

FAX 0748-63-4085

メールアドレス koka10256500@city.koka.lg.jp

【参考資料（関連法規）】

甲賀市立みなくち診療所条例（令和6年10月1日施行）

（設置）

第1条 国民健康保険の趣旨に基づき、被保険者及び一般患者の診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施するとともに、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項及び甲賀市国民健康保険条例（平成16年甲賀市条例第106号）第7条第2項の規定により診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

甲賀市立みなくち診療所 甲賀市水口町貴生川293番地1

（業務）

第3条 診療所は、甲賀市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、被保険者以外の者に対しても行うことができる。

（1） 診療

（2） 薬剤又は治療材料の投与及び支給

（3） 処置、手術その他の治療

（4） 療養の指導及び相談

（5） 健康診断及び健康相談

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

2 診療所は、介護保険法（平成9年法律第123号）における居宅介護サービスを行うことができる。

（診療科目）

第4条 診療所の診療科目は、内科その他市長が必要と認める診療科目とする。

（診療時間及び休診日）

第5条 診療所の診療時間及び休診日は、市長が別に定める。

（使用料等）

第6条 診療所の利用に係る診療、処置、手術その他の治療に要する費用又は薬剤若しくは保険医療材料の費用は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、当該各号に定める額により算定した額とする。

（1） 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づく療養に要する費用 1点単価11円50銭

（2） 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく療養に要する費用 1点単価15円

（3） 保険診療以外の診療費用 1点単価10円

2 居宅介護サービスに要する費用は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額とする。

3 診療所において、診断書等の交付を受けた者は、規則で定める額に消費税法（昭和63年法律第1

08号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額を納付しなければならない。

4 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)に係る特別の料金の額は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)別表第2に規定する点数につき1点を10円として算出した額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(使用料等の減免及び追徴)

第7条 市長が特に必要と認めるときは、申請により使用料等を減免することができる。

2 虚偽の申立て等により、使用料等の減免を受けたことが明らかになった場合には、減免を受けた金額を追徴する。

(損害賠償)

第8条 利用者は、診療所の施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(地方公営企業法の財務規定等の適用)

第9条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、この条例による診療所事業(以下「診療所事業」という。)に公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 公営企業法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない診療所事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積金額)が、2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上に係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第11条 公営企業法第34条において準用する法第243条の2の8第8項の規定により、診療所事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第12条 診療所事業の業務に関し、公営企業法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第13条 市長は、診療所事業に関し、公営企業法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度の4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の

属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、診療所事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第14条 市長は、法第244条の2第3項の規定により、診療所の管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条各項に規定する業務
- (2) 施設又は設備等の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の收受に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、診療所の運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第7条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金)

第15条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、第6条に規定する範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、規則で定める。

付 則（令和6年条例第30号）

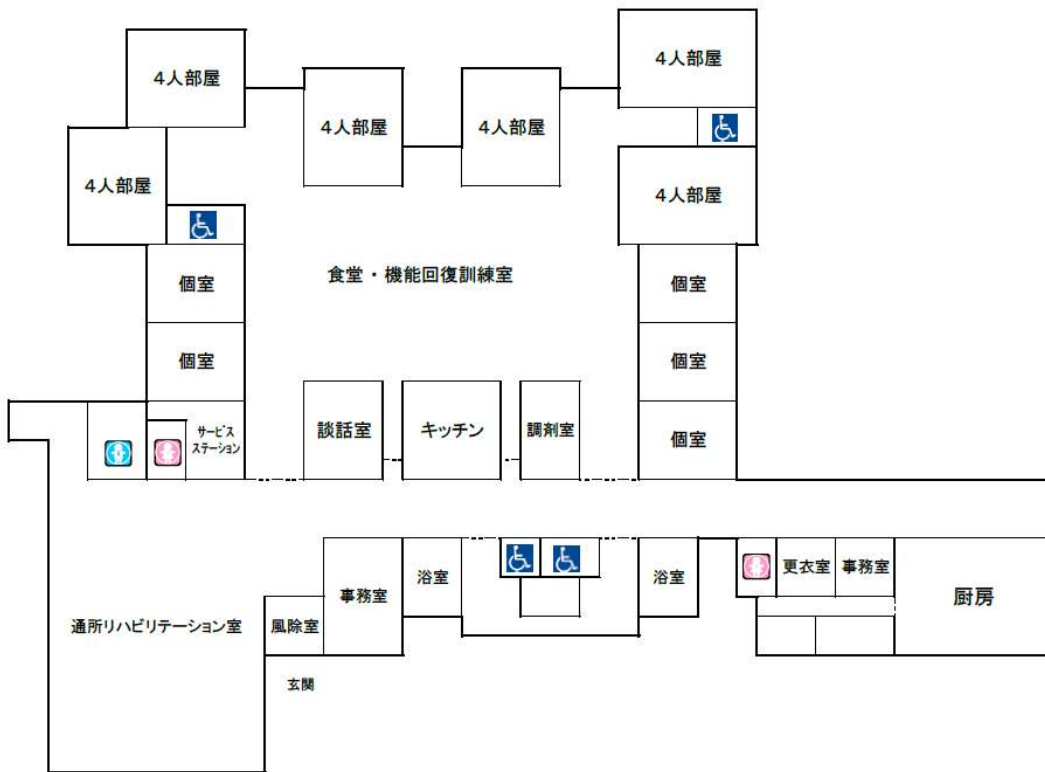
この条例は、令和6年10月1日から施行する。

【参考資料（施設イメージ図）】

（みなくち診療所）



（旧介護老人保健施設）



【参考資料（航空写真）】



【参考資料（位置図）】



- ①甲賀市立みなくち診療所 ②旧介護老人保健施設 ③④⑤駐車場

⑥

備品台帳（みなくち診療所）

資産名称	個 数	取得年月 日	仕様等(規格等)
ホルターレコーダー	2	H15. 6. 19	フクダ電子 FM980
フルデジタル X 線テレビシステム	1	H16. 11. 30	winscope6000
顕微鏡	1	S61. 8. 1	ニコン 15128
視力計	1	H9. 11. 19	トプコンスクリーンノスコープ SS-3
ギブスカッター	1	S47. 6. 30	M 式 タナカヤ医科器械店
移動式平行棒	1	H4. 11. 30	タイガー医療機器 R-180A
マイクロ波治療器	1	H8. 7. 5	ミナトマイクロタイザーMT2N
ロビーチェア	19	H11. 9. 30	第一エ業 長椅子 RB-518V
診察台	1	H15. 2. 26	タカラベルモント フ MT-430
オージオメーター	1	H14. 10. 22	検定付き STDK-1
キャスター付き点滴スタンド	1	H14. 5. 27	パラマウント イルリガードルスタンド
レントゲン一般撮影システム	1	H22. 11. 30	(株)島津製作所・ RAD speed Pro
マイクロ波治療器	1	H22. 12. 21	OG 技研マイクロサーミー ME-8250
能動型自動間欠牽引装置	1	H22. 12. 21	OG 技研オルソトラック OL-750
牽引治療ベッド	1	H22. 12. 21	OG 技研ワンタッチベッド OH-260
測定機能付自力運動訓練装置	1	H22. 12. 21	OG 技研エルゴサイザー EC-1200
医用画像保管管理システム (PACS)	1	H29. 12. 29	(株)エクセルクリエイツ
卓上遠心機(テーブルを除く)	1	H23. 6. 21	久保田商事(株)Model4000
壁面用肋木	1	H22. 12. 13	酒井医療(株) SPR-5070
低周波治療器(総合刺激装置)	1	H24. 1. 13	伊藤超音波(株) ES-510
自動体外式除細動器 (AED)	1	H26. 7. 24	ライフパック CR Plus G2010
新電子カルテシステム	1	H29. 11. 30	日立メディカルコンピュータ 電子カルテ H i -SEED/ 画像・健診 FORZ 統合システム
薬用保冷庫	1	H30. 9. 25	福島工業(株) FMS-504G
心電計	1	H30. 9. 25	フクダ電子 解析付心電計 FCP-8700
湿式ホットパック	1	R1. 9. 27	オージー技研 ハイドロパックメル PX-102

自動血球計数装置	1	R2. 12. 29	ベックマン・コールター(株)製 DXH900
X線デジタルラジオグラフィ	1	R3. 12. 28	キャノン CXDI-410C+CXDI-710C
X線骨密度測定装置	1	R4. 1. 26	前腕用 X 線骨密度測定装置 ALOKA ALPHYS A

備品台帳（旧介護老人保健施設）

資産名称	個 数	取得年月日	仕様等(規格等)
浴室用ストレッチャー	1	H13. 7. 26	TY225ESS
シャワーキャリー	1	H15. 3. 31	うちえ くるくるチェア B
歩行車	1	H15. 3. 31	ラックヘルスケア オパール 2000M
大型吸引機	1	H15. 3. 31	石黒メディカル（株）
電動リモートコントロールベッド	9	H15. 4. 1	パラマウントベッドM
電動リモートコントロールベッド	11	H15. 4. 1	パラマウントベッドL
電動リモートコントロールベッド	9	H15. 4. 18	シーホネンス SH-510T K-121 K-32N
バリアフリースケール	1	H15. 4. 18	A&D AD-6106W
大型テレビ	3	H15. 3. 31	シャープ 3 2 型テレビ 32CPB50 ○な ど
練習用腰掛	1	H24. 2. 29	R-299-A
六角テーブル間	8	H24. 3. 12	H=65cm 800×800
六角テーブル手掛け	1	H24. 3. 12	H=62cm 800×800
車椅子 0S-12TRSP 座幅 38	1	H24. 3. 12	オアシスリクライニング介助車
車椅子	10	H24. 3. 12	ビーグルシックスなど
液晶カラーテレビ	4	H24. 4. 10	シャープ LC-60B5 など
マイチルト・コンパクト 3D（車いす）	1	H29. 1. 27	松永製作所 MH-CR3D